

Title	明初の重慶攻略戦に就いて
Sub Title	
Author	杉本, 忠(Sugimoto, Tadashi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1944
Jtitle	史学 Vol.22, No.2/3 (1944. 7) ,p.128(222)- 176(270)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19440700-0128">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19440700-0128</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 明初の重慶攻略戦に就いて

杉 本 忠

筆者は昭和十五年七月より外務省次いで興亞院在支特別研究員として北京にあり、「元末蜂起せる諸叛亂の性質と支那人の蒙古政權に對する態度」なる研究に従事してゐたが、元末明初の群雄中、重慶に據つた明氏に對する明太祖の攻略戦には特に興味を惹かれ、當時明太祖は今の南京に都し、既に元室を今の北京より湖北に驅逐して、中支北支を自己の勢力下に收め、しかも當時の重慶政權に對する主作戦は、やはり湖廣即ち今の湖北湖南方面を前進基地として、長江を遡航することによつて行はれた點等、現下の情勢を想起せしめる處洵に少しとしない。元來重慶攻略はその要害を極めた自然の障壁にも拘らず、古來數回試みられ而して立派に成就せられてゐるのである。しかも明初のもは比較的新しくもあり、且史料もかなりよく保存されてゐて、相當詳細な事實を知ることが出来る。今や南方戦線が如何に苛烈極るものとならんとも、東亞の公敵、米英の傀儡たる重慶政權は斷じて討たざるべからず。しかも結局は武力によつて攻略されなければならぬ。筆者が此の小篇によつて企圖する處は、從來一般に對し比較的知られなかつた重慶攻略の過去に於ける一實例を明かにして、よし現在と過去とに於て、武器戰術その他の相違が著しく條件を異にしてゐるやうとも、重慶攻略必成の信念を我國民の間に確立せんとするに他ならない。歸朝以來身邊多事の爲、未だ前記在留中の研究を公表するの運びとなつてゐないが、偶々「史學」に於て戰爭特輯號の編纂せらるゝにあたり、その研究に附隨する此の小篇を先づ掲載することゝした所以である。併し元來筆者は戦史の専門家ではないから、その方面の専門家より見れば嫌ぬ點も多々ある事とは思はれるが、しかも蕪稿により多少の材料を提供して、その検討に資することが出来るのではないかと、筆者の竊に期してゐる處である。

## 一 先人の説と資料

従前本問題を特に取扱つた論文は別がない。これは必しも筆者の寡聞によるわけではなく、念の爲  
明史の專家に尋ねた際にも同様の意見であつた。唯明末清初の人で相當著名な牧齋錢謙益の「國初群  
雄事略」十二卷適  
圖叢書收の卷五に明玉珍明昇父子の事蹟を記してゐるものが殆ど唯一と云つてもよい。併し此  
の書は張鈞衡の跋にも「諸書より採り、牴牾する處改定せず、參差する處畫一せず、仍ち是長編の例  
にして、實に刊定の書に非ず。」とある通りの體裁で、數種の資料より項目毎に記事を探り、異説を  
も併記したものであるから、材料の蒐集には便利であるが、纏つた一篇の論考とは認められない。そ  
の資料となつたものは、當面の卷五に於ては「實錄」・「實錄明玉珍本傳」・楊學可「明氏實錄」・黃標  
「平夏錄」・失名「平蜀記」・高岱「鴻猷錄」・「明史」等である。此の中「實錄」は云ふまでもなく「明  
太祖實錄」である事は所采の記事からも疑ひない。併し「太祖實錄」を仔細に檢索すれば、錢氏の記  
載に漏れた幾多の重要記事を發見し得るのであつて、〔註一〕筆者が本稿を草するに至つた理由も主として此  
の點に存するのである。從來稀覯であり、しかも大部な爲檢索の便宜に乏しかつた此の「明實錄」も、  
南京還都後の汪政權下、民國廿九年梁鴻志氏の手によつて、江蘇國學圖書館傳鈔本が影印刊行せられ  
た爲稍々閱覽し易くなつた。本書は洪武より崇禎まで十六朝揃つてゐる點に重要な價值があるので、

太祖實錄としては必しも最善とは云へないやうであるが、他の抄本を検索する便宜がなか／＼得易からぬ爲、本稿に於ては筆者は全く此の書のみにより、當然なすべき他の抄本との校合の勞をとらなかつた點に就ては讀者の御諒恕を仰ぎたい。次に「實錄明玉珍本傳」なるものであるが、明史藝文志を初め筆者の調査した範圍では、かゝる書名を検索することが出来なかつた。しかるに偶々「明太祖實錄」を検索中、同書卷十六、丙午年春二月の條に明玉珍の死を記し、その後を續けて玉珍の出生より死に至るかなり詳細な傳記が纏めて記載されてゐるのであり、しかもその中の記事並に字句と、錢氏の所謂「實錄明玉珍本傳」として記載した記事並に字句とは殆ど全く一致するのである。しかも尙仔細に「太祖實錄」を検すると、「國初群雄事略」の他の卷に見える「實錄徐貞一本傳」・「實錄陳友諒本傳」・「實錄方谷真本傳」等より採つた記事が、何れも實錄の中の徐壽輝・陳友諒・方國珍等の死の記載の後に掲げたそれ／＼の傳記中の字句と一致することを知り得るのである。して見ると「國初群雄事略」の中の「實錄某々本傳」とあるものは少くともその内容に於ては、現在の影印本實錄中の一部に纏められた某々の傳記と同一なわけで、實錄さへ見れば改めて「實錄明玉珍本傳」なるものを検討する必要はないやうである。<sup>〔註二〕</sup>他の資料は何れも今日數種の傳本を見るものであり、筆者は「明氏實錄」は「學海類篇本」を、「平夏錄」は「影今獻彙言本」を、「平蜀記」は「叢書集成」本を、「鴻猷錄」は「紀錄彙編」本をそれ／＼参照した。その他参考に供した地誌・方誌の類その他は夫々の箇所就

いて見られたい。

〔註一〕その他太祖實錄には各月の初に、他の資料にかけてゐる干支が必ず記してあるので、これを参照することによつて容易に各事件の日付を知り得る便宜がある。日付が戦史に重要なことは云ふまでもあるまい。

〔註二〕現在の太祖實錄の中からは、前記の傳の他、多數の列傳とも云ふべきものを抽出し得るが、錢謙益が所謂「實錄」を見た時、それが現在の通りであつたか、或ひは太祖實錄某々本傳と云つた部分に別れてゐたかどうかと云ふ形式上の點は此處では問題にしてゐない。實錄と云ふものが本來帝王の記録である以上、實錄に列傳と名付けるものが附隨してゐると云ふ事は少し形式上からも穩當でないやうだが、實際にはその例が見られるのである。元朝の實錄に后妃功臣列傳が附いてゐたことは、市村博士が「元朝の實錄及び經世大典に就きて」中に記してゐられるし、松本信廣先生からは安南の實錄に列傳がある點からも、支那の實錄に列傳の附屬してゐたことが考へられる旨御注意をいたゞいた。但し元の場合も元史には實錄及后妃功臣列傳とあり、安南の場合も大南實錄に對し列傳の方は大南列傳前編・大南列傳正編・大南正編列傳二集等と云ふ名が付けられ、實錄の語は冠せられてゐず、編纂翰林國史院でも、實錄とはあくまで區別されてゐるやうである。従つて明の場合に於ても、明玉珍その他の傳に實錄の文字を附するのは少しおかしいやうであるが、錢謙益は實錄と別れてゐた列傳に對し唯實錄に附屬する傳の意味で、實錄某々本傳の語を用ひたものか、或ひは現今の實錄に於けると同様某々に關する記事は所々に散在し、その他にその死の記載の後に比較的纏つた傳を附する爲、これを他の部分と區別して、實錄某々本傳の名稱を以て呼んだものか明かでないが、何れにせよその内容に於ては、錢氏の實錄本傳は今の實錄中の一部をなしてゐるわけである。

## 二 明氏の經歷と重慶政權の成立

明玉珍は隨州玉沙村<sup>湖北</sup>の人で、沒年から逆算すると元の文宗至順二年<sup>皇紀一九九一</sup>の生れである。身長高

く重瞳であつたと傳へられ、代々の農家であつたが、性剛直で郷里に訟へごとがあれば皆彼の處へ持ち込んで來ると云つた一種の顔役であつた。

然るに元の順帝の至正十一年皇紀二〇一一八月、元末の群雄の一人徐壽輝が蕪水湖北に兵を擧げ、十月國號を天完と定め、皇帝を僭稱した爲、湖北一帶の地が騒然としてきた。此の時明玉珍は郷里の父老と、如何にして兵禍を避けるべきかを謀つた處、父老は「足下は生れつき剛直であるから、勇敢な壯士を集めて郷里を保全することが出來よう。是衆の望む所である。」と云つたので、彼は郷人千餘人を集めて青山に屯し、寨柵を結んで自ら固め、衆人彼を推して屯長としたと云ふことである。つまり彼は郷里に自警團を組織してその團長となつたのである。

處が至正十三年皇紀二〇一三十一月、徐壽輝は使者を玉珍に遣して來附を求め、且つ之を威嚇した爲彼は已むを得ず之に従ひ、元帥を授けられ、沔陽湖北を守ることとなつた。此の頃元將哈麻禿(Yamatu)と戦つて、矢に中り右眼を失つた爲「旻睛子」〔註一〕の異名を得た。その後沔陽附近が連歲洪水の爲食糧の缺乏に苦んだ爲、彼は鬪船五十艘を帥ひて長江を沂り、巫峽に至つて糧を掠め、將に歸らんとした。處が重慶にあつて兵を募つてゐた元の四川行省右丞相完者都(Ojeytu)と元帥楊漢の率ゐる義勇軍とが争を生じ、後者は流を下つて明玉珍に投じ、且つ重慶の内情を告げた。即ち重慶に於ては、前記右丞相完者都と右丞相哈麻禿が兩々相下らず、しかも城中には重兵がないから、不意を襲へば充分之を奪

取し得ると云ふのである。そこで彼は部將戴壽の策により、船隊を二分して半は糧を積んで沔陽に歸らしめ、半は楊漢の兵と共に重慶に攻上らしめた。時に蜀中平和な日が久しく續いてゐた爲、鬪船の集團を見て遠近騒動し、完者都は夜遁れ、哈麻禿は戦つて執へられ、重慶の父老は玉珍を迎へた。彼は捕虜の哈麻禿を徐壽輝に獻じたので、徐は玉珍を隴蜀省右丞となした。時に至正十七年皇紀二〇一七 秋冬の候であつた。次いで十九年には成都を取り、又嘉定に兵を屯した前記完者都以下の元軍を敗つた。

然るに至正二十年皇紀二〇二〇 閏五月、徐壽輝の部將陳友諒がその主を弑し、自ら皇帝を稱しその國を大

漢と號した。そこで彼は此の弑逆を憤り、莫仁壽をして瞿塘關註二を守らしめて陳友諒と交通を絶ち、衆

に推されて隴蜀王となつた。玉珍は翌年元の進士であつた劉禎を參謀に得たが、その翌年至正二十二

年皇紀二〇二二 三月劉禎の勸により、重慶に於いて帝位に即き、國號を大夏、紀元を天統と云ひ、妻彭氏を

皇后と爲し、子昇を皇太子となした。さて以上の記述は實録を主とし、前記の諸資料や明史卷一 二二三の明

玉珍の傳等に據つて略述したものであるが、註三彼が重慶に於て位に即いた事に就いては特に強張してお

きたい。それは從來年表や歴史地圖の類が多く成都に於て位に即いたやうに誤記し、年代も一年遅し

て至正二十三年としてゐるからである。例へば手元にある三省堂最新世界年表、平凡社世界歴史大年

表共に至正二十三年癸卯の條に「正月明玉珍成都に帝を稱し國を夏と號す」とあり、故箭内博士の編

せられた東洋讀史地圖にも、和田博士の補訂を経た同書の最新版昭和十八年四月にも、その第十八圖元初亞細

亞形勢圖附圖なる元末群雄割據圖には夏の明玉珍の都を成都とされてゐるのである。

元來明玉珍の即位を至正二十三年癸卯とするのは元史順帝紀に基づくやうで、〔註四〕同書には成都に於てとは別に記してないが、前年五月辛未の條に

明玉珍據成都、自稱隴蜀王、遣僞將楊尙書、守重慶

とある爲、如何にも成都の方が本據のやうに思はれるのである。又鴻猷錄卷五夾攻西蜀の條には

癸卯春正月、玉珍稱帝於成都

とあるが、前掲の諸書は之等に據られたものか、或ひは年表等の事であるから、何か通鑑の類に據られたかとも思はれるが、やはり結局は此の系統の資料から出たものであらう。しかるに明太祖實錄・

明氏實錄・平夏錄・明史等は何れも至正二十二年壬寅春三月で、〔註五〕場所は重慶となつてゐる。元來元史

は洪武二年二月癸亥朔から勅命を以て編纂され、その年の八月癸酉〔十一日〕までに先づ一百五十九

卷が成り、更に翌年洪武三年七月丁亥朔までに五十三卷の續修を終つたもので、〔註六〕その編纂が餘りに忽

卒であつた爲兎角蕪雜の譏を免れないのであるが、殊に今問題になつてゐる順帝紀は李善長の進元史表にも

上自太祖、下迄寧宗、據十三朝實錄、成百餘卷粗完之史、若自元統以後、則其載籍靡存、已遣使而

旁求、俟續編而上送



とあるやうに、資料の十分でない爲續修に廻された部分なのである。しかし固より順帝紀全體としては比較的信頼すべき資料によつたと認められるのであるが、何分早急の編纂であるから、充分な吟味を経たとも思はれず、しかも元史の成つた頃には、明玉珍こそ死んだが、その子明昇が未だ四川に帝號を稱してゐる頃であるから、明氏やその夏朝に就ての資料は實錄に比べると未だ必しも最善のものを得られたかどうか疑はしいのである。又鴻猷錄も著者高岱の序によると

則取國朝往謀、縱觀之、其歷代實錄、藏諸石渠天祿者、祕不可得見、惟是諸先臣之紀述傳誌、暨諸書疏案牘、無不參質考訂

とあり、多數の資料を驅使した力作ではあるが宮中の祕庫にあつた實錄は固より見るを得なかつたわけであるから、實錄と記述を異にし、又實錄の正しきに及ばなかつたのも亦已むを得ない處である。若し又通鑑や綱目の類が之と記載を同じくしてゐるとしても、編纂物に過ぎない是等の書に誤りの多いことは有り勝のことで、その資料となつた、或ひは同じ資料を用ひた元史や鴻猷錄の誤りを踏襲したものと見るべきで、何等問題にするに足りない。之筆者がその検索を等閑に附した所以である。

これに反し一般に實錄は遙に信頼に價するものであるが、この場合は更に有力な證據が之を援助してゐるのである。即ち明氏の降伏は後に記するやうに最後の場面に於て無血で行はれた爲、夏朝の資料が何等毀損せられることなく明の朝廷の手に歸したと信せられるから、當然それによつたと思はれ

る實録中の夏朝に對する記事が一層正確さに於て信賴し得るものであること。今一つは楊學可の編になる明氏實録なる書の中に

壬寅春三月戊辰、祭告天地、卽皇帝位、建都重慶、國號大夏、改元天統、詔曰、天生斯民、必立司牧、夏商周之迭運、漢唐宋之繼統、其來遠矣、元以北人汙我中夏、倫理以之晦冥、人物爲之消滅、咸云天數、敢謂人謀、邇者子孫失道、運祚衰微、上天有命、示厭棄之機、豪傑乘時、興驅逐之策、惟我國家肇迹湖湘、志欲除暴救民、聊爾建邦啓土、咸陽七十里、盛德已振於三巴、歷數八百年、神功終收于一統、上承天命、下順民心、謹以壬寅年三月初一日、祭告天地祖宗及歷代帝王、卽皇帝位、國號曰大夏、其以今年爲天統元年、嗚呼恭行天罰、革彼左衽之卑汙、昭顯茂功、成文明之大、治尙賴、遠近豪傑勿吝嘉謀、庶幾大小臣工協登偉績

とあり、卽位の場所、年月共に太祖實録と等しいのみか、その後に掲げた卽位の詔の中にも明かに壬寅の年卽ち至正二十二年なることを明記してゐる點である。明氏實録が如何なる性質の書であるかは多少疑問で、必しも夏朝の實録であるとは認められないが、夏朝に於ても實録や起居註の類が作られてゐたのではないかと云ふことは、文臣劉楨の活躍や、後に述べる制度文物の整備——よしそれが形式に過ぎないにせよ——などからも充分想像せられること〔註八〕で、少くともかゝる素材を基礎として、よし著者が後世の明人であらうとも、夏朝の記録として編纂されたものゝやうである。従つてそういふ

素材や殊に此の場合のやうに即位の詔など、云ふ確な資料により或ひは重慶であり、或ひは至正二十年であることが傍證せられる以上、これだけでも吾人が元史以下の説を却て、太祖實錄の説を採るべきことは云ふまでもない事と思はれるが、更に太祖實錄や明氏實錄を仔細に見れば、前述の如く明氏が先づ重慶により、後に成都を取らしめたもので、しかも最初より最後まで重慶が本據であつたことは明かである。思ふに古來成都は重慶に比して遙に著名であつたから、正確な資料を参照しない場合、四川によつた明氏は當然成都を都としたと漠然と考へられたかと思はれるのであり、然らば明氏は何故成都を置いて重慶に根據を置いたかと云ふ疑問も生ずるが、恐く成都がこれより先青巾の亂に遭ひ荒廢してゐたと思はれるのに對し、重慶が之まで戦火を蒙らなかつた爲、<sup>〔註九〕</sup>之に據るを便としたのではあるまいか。<sup>〔註十〕</sup>

以上いさゝか冗漫な記述を試みたが、從來の誤りを正す必要があるばかりか、本題に於て若し明氏の政權が重慶になく成都にあつては、主題に反するわけであるから、讀者の煩を省ずその都の重慶であつたことを論じたのであつて、此の事實は後の記述によつても自ら一層明瞭となるべきことを確信する。

さてこゝに重慶政權が成立したので、内政の整備と外征とが行はれた。最初周制に倣つて六卿を設けたが、之は後に天統四年、中書省や樞密院等當時一般に行はれた制度に改められた。又國子監以下

の學校が設けられ、科學が行はれる等、儒者劉楨の影響が顯著であるが、一方「釋老二教を去つて彌勒堂に并す」とか、「専ら彌勒を奉ず」とか傳へられてゐるのは、明氏その部衆の性質を示して興味がある。元末の叛亂の性質の多様性に就ては、何れ他日論ずる機會があると思ふが、彌勒佛を奉ずる所謂白蓮教匪乃至彌勒教匪とも云ふべき宗教的色彩を持つた叛亂が猖獗を極めたことは衆知のこと、明玉珍の舊主徐壽輝が此の種の妖亂の一方の巨魁であつたから、玉珍も何時しか之を奉ずることゝなつたかと思はれる。尙蜀の地は之を八道に分ち、府には刺史を、州には太守を、縣には縣令を置き、賦税は十分の一と定め力役の征は設けなかつたから、蜀の人心は安定して之を便とするに至つた。外に對しては奉天征虜大將軍府を漢中に置き當時未だ元の勢力範圍であつた陝西に進出せんとし、奉天征蠻大將軍府を夷陵即ち湖北宜昌附近に置き陳友諒の領土を侵さんと企てた。又天統二年には義弟萬勝等を雲南に侵入せしめてゐるのであり、その勢力は大體四川を中心とし、貴州・雲南・湖北・湖南・陝西・甘肅の各一部に及んだやうである。〔註十二〕

しかも天統五年即至正二十六年皇紀二〇二六春二月玉珍病んで壽三十六歳にして没した。次いで子の昇が四月一日即位したが、時に年齢僅に十歳であり、開熙と改元し、母の彭氏が共に政を聽いたのである。〔註十四〕

〔註一〕 旻 *Min* は明 *ming* と音近き爲代用されたい。瞎子はメツカチの意。

〔註二〕 四川省夔州の稍下流、瞿塘峽に望む險要の地で、瞿塘關は有名な白帝城と連り接してゐた。悉しくは後述の明軍攻撃の記事を参照ありたし。

〔註三〕 此等の記述の資料の間にも多少の牴牾がないわけではないが、本論文の主題たる重慶攻略戦の記述にとつては、云はゞ序説的部分に過ぎないから、一々論證することは省略した。

〔註四〕 元史卷四十六順帝紀（至正）二十三年春正月壬寅朔、四川明玉珍僭稱皇帝、建國號曰大夏、紀元曰天統。

〔註五〕 但し何れも同じ壬寅の年三月としながら日付は必しも一致してゐない。太祖實錄卷十一壬寅三月の條には「己酉、明玉珍自稱帝于重慶」とあり、國初群雄事略卷五所引實錄明玉珍本傳には「春三月己酉、玉珍自稱帝、即位於重慶」とあり何れも己酉即ち三日としてゐる。これに對し平夏錄は「壬寅年春三月戊辰、即位于重慶」とあり又明氏實錄も「壬寅戊辰、祭告天地、即皇帝位、建都重慶」として戊辰即ち廿二日としてゐる。但し明氏實錄の方はその後即位の詔を載せて、その中には「以壬寅年三月初一日、祭告天地祖宗及歷代帝王、即皇帝位」とあつて一日として居り、これは學海類篇の中の明氏實錄によつたものであるが、國初群雄事略所引の明氏實錄には初二日となつてゐる。して見ると廿二日説は論外としても、一日二日三日の三説が存するわけで勿論抄寫の誤も考へられるが、大體即位の儀式は一日では終らず數日を要するであらうから、その中の何れかの儀式に重點を置くことによつても此の程度の差は起り得やうから大體三月初めと見れば差支へあるまい。そこで明史（卷一百二十三明玉珍列傳）などは「二十二年春、僭即皇帝位於重慶」としてゐるだけであるがこれも二十二年と重慶説は採用してゐるわけである。

〔註六〕 太祖實錄卷三七、四三、五四等に據る。尙この點に就ては市村博士が、「元朝の實錄及び經世大典に就きて」の中にも記してゐられるが、参照された實錄が違ふ爲巻數はそれ〴〵三九、四四、五五とある。

〔註七〕 實錄と雖も天子や王朝の利益の爲には、時々筆を曲げる場合も皆無と云ふわけではないが、此の場合の如きは何等さういふ利害關係のない記事であり、一般に明實錄は資料としての信頼度に就いて頗る評判のよい書である點も考慮して差支へないと

思ふ。

〔註八〕 さらに自由な想像を許せば、かゝる夏朝の記録が重慶の降伏と共に明朝の手に入り、太祖實錄の中の明玉珍の傳記や一般記事の材料ともなり、又國初群雄事略所引の所謂實錄明玉珍本傳などもなつたのではないかと思はれる。

〔註九〕 青巾とは李喜（或は李喜喜とも云ふ）の率ゐた賊群の異名である。明氏實錄にも前述の參謀劉禎の經歷を記した中に「避青巾李喜之亂」とある。又その成都を犯した事に就ては同書中玉珍の義弟草勝が成都を攻めた記事に「時元行省平章買奴、參政韓叔亨、爲青巾賊所執、城中窘迫」とあり、國初群雄事略卷五にも「初丁酉歲九月、青巾賊入成都」とある。

〔註十〕 此の點に就ては玉珍が重慶を攻めた時の記事として明氏實錄に「是時蜀中承平日久、俄見兵船、遠近騷動、完者禿率所部夜遁、生擒哈麻禿、重慶城中父老、焚香拜迎道左、珍禁止侵掠、秋毫無犯」とあり、太祖實錄にもこれまで重慶が平和であつたことを記してゐる。

〔註十一〕 彌勒教匪や白蓮教等に就ては、重松俊章氏の「初期の白蓮教會に就て」なる論文や、矢野博士の近代支那史の中等に詳しい説明があるが、元末の信仰も、要するに彌勒佛が此の世に下生して、間もなく天下の主となり衆生を救ふから、燒香して之を念ずべしと云ふにあり、叛亂の指導者が自己を以て彌勒佛の化身となし愚民を惑した者が多かつたやうである。此の彌勒の信仰は支那全土にほぼ擴つたものらしく、今日支那の佛寺を訪へば、門に近い第一殿には必ず布袋姿の彌勒の像が眞中に安置されてゐると云つてもいゝ位である。

〔註十二〕 後に述べる明の楊璟が太祖の旨を奉じて玉珍の子明昇を諭した書（太祖實錄卷四六洪武二年十月壬戌朔の條、明史卷一二三明玉珍傳、平蜀記等に何れも載す）の中には「今足下疆場、南不過播州、北不及漢中」と云つてゐる。播州は貴州の遵義、漢中は陝西の南鄭である。

〔註十三〕 明太祖實錄卷十六。

〔註十四〕 明氏實錄に明昇即位の詔を載せてゐるが、その中に「謹于四月初一日、祇告天地祖宗、卽皇帝位」とある。

### 三 南京政權の確立

一方朱元璋が今の南京に都を奠め、明太祖となつたことは周知の事であるから、極く簡単に略述するに止める。彼は濠州安徽鳳陽の鐘離東郷に、元の文宗の天曆元年皇紀一 九八八貧農の子として生れた。併るに至正四年皇紀二 〇〇四旱蝗による飢饉とそれに伴ふ疫病が猖獗して、四月中父、長兄、母を相次いで失ひ、貧困の爲殆んど葬ることも出来ない有様で、遂に食を得る爲皇覺寺の僧となつたが、寺も又食を給し得ず、流浪托鉢の止むなきに至つた程であつた。しかも至正十二年皇紀二 〇一二群雄の一人郭子興の部下となつてから至正二十八年皇紀二 〇二八までに陳友諒・張士誠・方國珍・陳友定等の四方の群雄を平げ中支から南支にまで勢を展した。これより先至正二十四年朱元璋は吳王と稱し、同二十六年八月舊來の建康城金陵即南京の東側を増築し新宮を作り、同年十二月此處に進駐し、翌二十七年を以て吳元年とし、更に翌二十八年正月四日皇帝の位に即き天下の號を定めて大明と曰ひ、此の年を以て洪武元年皇紀二 〇三八としたのである。かくて北伐が企てられ、同年閏七月末には元の順帝は大都を棄て、内蒙に奔り、明兵は八月大都に入城し、十月には河南より山西を略し、元の勇將擴廓帖木兒(KÖKÖR TEBEĪ)を甘肅に追ひ、翌洪武二年には陝西を攻め、八月之を平げて、その後甘肅まで兵を入れ、同三年四月には大いに擴廓帖木兒を破り、之を和林に奔らせてゐるのである。これより先大都から北に奔つた順帝は先づ上

都に達したが、翌洪武二年六月上都を發し、同じく三年四月應昌に於て崩じたのであり、此の年五月には更に明將李文忠が應昌に克ち、元の太子買的里八剌 (Maidari-Bara) を捕へると云つた有様で、明は蒙古勢力を北支から一掃し、その勢力の及ばない處は四川の夏朝を餘すのみと云ふ狀勢となつたのである。

#### 四 明太祖と明氏との關係

従つて明太祖にとつて四川平定は自然の勢であつたが、最初は互に慶弔の使節を交換し、兩者の關係は必しも險惡なものではなかつた。例へば明玉珍死して明昇が即位した時には、當時吳王と稱してゐた太祖の處に即位を告げて居り、是に對して吳王は使を遣して玉珍を弔祭し、その葬をも送り、又その即位をも賀せしめてをり、〔註一〕同じく太祖が即位を告げた時にも夏は平章鄒敬を遣して之を賀せしめてゐるのである。〔註二〕更に明兵が元の都に克つた時にも夏は來賀してゐるのである。〔註三〕

併し是を境として兩者の關係は次第に惡化してきた。即ち太祖としては元室を塞外に逐ひ天下の中の九を平げた以上、残りの一を放任して置くわけはない。けれども蜀は名にし負ふ要害の地であるから、輕々しく事を起さず、なるべく外交的に明に歸せしめやうとして、洪武元年十二月壬辰、使を遣し書を以て之を諭してゐるのである。その書の内容は詳に太祖實錄卷三十四に載つてゐるが、要す



るに大將軍徐達が元都に克ち、元將王保保（即ち擴廓帖木兒の異名）の大軍を破り、河北山西の地を悉く平げたことを告げて、暗に之を威嚇し、先公明玉珍との好宜を偲んで幼主昇を諭し、幾ど二十年に及ぶ天下の大亂に今や人心治平を思ひ、孟子の所謂一に定るの時であるから、よろしく老成練達の士の籌を容れて善後の計を誤らないやうにと、その平和裡に明に従ふべきを諷したものである。これに對し翌洪武二年七月丙辰、明昇は使を遣して明に來貢してゐる。しかしその内情は太祖實錄卷四十二に

初我師之西出也、不數月關陝悉定、蜀人爲之震恐、戴壽謂昇曰、大明天子遣將用兵所向無敵、以王保保李思齊之強盛如此、尙莫能禦、况我蜀乎、倘一旦有警、計將安出

とあつて明軍の精強に蜀人大に恐惶したのに對し、尙續けて

吳友仁曰、蜀地非中原、比設有緩急、據險可守、軍資又充足、雖勇將強兵、其若我何、爲今之計、莫若外假交好以緩敵、內備武事以備禦、昇從其言、于是復遣使修貢

とあるやうな事情であつたから、來貢したと云つても必しも心服したわけではなかつた。

そこで太祖も此の程度では満足せず、同じ洪武二年十月壬戌再び湖廣行省平章楊璟を遣して明昇を招諭せしめてゐるのであり、太祖實錄卷四十六によれば、璟は蜀に至り昇を諭すに禍福を以てし、國を奉じて入觀せしめやうとしたが、昇は群議を牽いて決する能はず、そこで璟は還つてから書を以て

之を曉したが、昇は従ふこと能はなかつたのであり、同書を初め平蜀記等にも楊璟の書載せてゐるが、煩を避けて此處には略に従ふ。

しかも十二月戊辰楊璟は蜀より還り「昇闇弱、將佐皆庸材、諭之再四、終不悟、不如舉兵取之」と言つたが、太祖は「兵貴有名、西蜀之地、彼亦安能久據、俟其悔悟來歸、則師可不勞、民亦無害、姑緩之」と曰つて従はなかつたと太祖實錄卷四十七に見えてゐるが、太祖の腹が勿論之を取るに定つてゐたことは、翌洪武三年四月、明の大將軍徐達が甘肅で擴廓帖木兒（一名王保保）を破つた後で、之に諭した言葉によつて明かである。即近く聞く處によると甘肅の守兵が少いさうだから、吐蕃と興元とを取つて兵を調へよ、王保保の部下の俘となつた者と敗れて降る者は、從軍せしめて蜀を伐たせるがよい。蜀平いだら留めて之を守らせよと云ふ命令を發してゐるのである。

そこで洪武三年五月己丑朔大將軍徐達は左副將軍鄧愈を分遣して吐蕃を招諭せしめ、自ら將として興

元陝西漢中一名南鄭を取ることに、なり、太祖實錄卷五十二同月辛亥（廿三日）の條には

大將軍徐達、與都督馮勝、參政傅友德、左丞李思齊、自徽州南出一百八渡、至略陽、擒元平章蔡琳、

遂入沔州、又遣裨將金興旺、張龍、由鳳翔入連雲棧、合兵攻興元、興元守將劉思中、知院金慶祥迎

降、達留興旺龍鎮守、還軍西安

とあるが、同書卷五十四七月甲辰（十八日）の條には

明昇遣使、以香楠木來獻、詔賜昇與其國相戴壽、知院向大亨、兩使、文綺紗羅有差

とあり、これは明の武門を恐れた爲かとも思はれるが、しかし夏の抗戦派の雄吳友仁は七月丙辰(卅日)

興元に來襲してゐる。實錄卷五十四 同日の條には

明昇將吳友仁〔註八〕寇興元、守將金興旺兵擊却之、明日友仁復來攻、興旺戰、面中流矢、拔矢復戰、斬首

數百級、時城中守兵纔三千、友仁〔註八〕三萬、興旺以力寡、斂兵入城、遣使間道、走寶雞取援兵、友仁

乃圍城、決濠填塹、攻益急、興旺嬰城拒守、發巨礮播石、敵兵多死傷者、時大將軍徐達在西安、得

報即率師還、屯益門鎮、先令傅友德領兵三千、徑趨黑龍江〔註九〕、夜襲木槽關、攻斗山砦、下令軍中、人

持十炬、燃于山上、友仁軍見列炬起、大驚乘夜遁去

とあり、明軍は苦戦の後、結局奇計によつて之を走らしめてゐるのである。

高岱の鴻猷錄卷五夾攻西蜀の條には此の事件を記した後に

夏守瞿塘將莫平章、以兵犯歸州、欲報興元之役、將陳文出兵南門、與戰大破之、斬首三百、擒八十

人、送楊環斬之

とあり、兎に角此の七月より兩軍の衝突と軍事行動が始つてゐるのである。尙明史明玉珍傳や平夏錄

には興元の戦の後に

是年大明遣使、假道攻雲南、戴壽不奉命、秋再遣蔡參政招諭、兼致禮物、不從、明夏竟絶和好

とあるが、雲南を攻める爲に道を借りると云ふのは、四川に軍隊を侵入せしめる口實に過ぎないから、固より夏の從ふ道理もなく、茲に國交の斷絶を見たのである。

〔註一〕 明氏實錄「仍遣使詣吳王及諸國、告卽位、吳王遣使來弔祭、又來送葬、又遣使賀卽位」。

〔註二〕 同書「大明皇帝來告卽位、遣平章鄒邵奉書往賀」。

〔註三〕 太祖實錄卷三十一、洪武元年十月戊辰朔の條、夏主明昇聞王師克元都、遣使來賀。

〔註四〕 太祖實錄卷之五十一。

〔註五〕 顧祖禹、讀史方輿紀要卷五六陝西五、略陽縣の條「一百八渡河、在縣城東、自鞏昌府徽州界流入境、下流合嘉陵江」その他地名は地圖を參照ありたし。

〔註六〕 鴻猷錄卷五には元平章蔡琳とはなく、夏僞平章蔡琳とあり、此の邊一帶を夏の勢力範圍としてゐるが、註八にも述べる通り從ふべきやうである。

〔註七〕 中國古今地名大辭典には「在陝西褒城縣北、卽褒斜棧道也、亦曰閣道〔興程記〕陝西棧道長四百二十里、自鳳縣東北草涼驛、爲入棧道之始、南至褒城之開山驛、路始平、爲棧道之始〔褒城縣志〕明洪武二十五年、因故址增修、約爲棧閣二千二百七十五間、統名曰連雲棧」等とあり、尙新修「支那省別全誌」第六卷陝西省一〇三二頁を參看。

〔註八〕 鴻猷錄卷五には「七月明昇忿失興元、遣其將吳友仁、以兵入寇」とあり、明かに夏のものであつた興元を明側に奪はれたのを忿つて寇したと明言してゐるのであり、又讀史方輿紀要卷五六漢中府の條にも「元末爲明玉珍所據、明洪武三年、定梁益爲漢中府」とある。實錄には後述の宣戰の詔にも「反以兵精犯吾興元」などとあるが、これらは寧ろ實錄なるが故の大義明分を保つて持する爲の曲筆かとも疑はれる。

〔註九〕 讀史方輿紀要卷五六、陝西五、褒城縣の中褒水の條に「在縣城東、自鳳縣流入境、一名黑龍江」とあり、新修「支那省別

全誌」第六卷陝西省第四章第三節に據れば、褒城縣と漢中（興元）との間、褒城東門外を南流し漢水に注ぐ褒水の別名である。

## 五 開戦命令と作戦計畫

太祖實錄によれば、洪武三年十一月丙申十一日には、陝西甘肅作戰に功のあつた諸將に論功行賞を行ひ、十二月壬午廿七日には河南・西安・太原・武昌の四部營指揮使司を置いて、軍の配備を整へ、かくて翌洪武四年春正月丁亥三日には、太祖自ら上下神祇を祀り、明昇討伐を告げ、命じて中山侯湯和を征西將軍と爲し、江夏侯周德興を左副將軍、德慶侯廖永忠を右副將軍とし、營陽侯楊璟、都督僉事葉昇等と京衛荆襄の舟師を率ひ揚子江を遡つて重慶に趨かしめ、別に潁川侯傅友德を征虜前將軍となし、濟寧侯顧時を左副將軍とし、都督僉事何文輝等と河南陝西の歩騎を率ゐて、秦隴即ち陝西甘肅方面から成都に趨かしめることゝした。次いで諸將を諭してゐるが、今日ならば宣戰の詔に當るもので、最初に開戦の理由を述べ、次ぐに征旅の戒を以てして居り、左の如くである。

今天下大いに定り、四海奠りて安し。惟川蜀未だ平らざるのみ。朕玉珍嘗て使を遣し好を修め、事大の禮を存せるを以て、故に明昇に於て其の稚幼を閔み、兵を加ふるに忍びず。使を遣して數々開諭を加へしめ、其の覺悟を冀へり。昇乃ち群言に惑ひ、反つて兵を以て吾が興元を犯せり、敗衄して去ると雖も、然れども豺狼の心終に噬を嚙まんことを懷ふ。討たざる可からず。今卿等に命じ、

水陸の師を率ひ、分道並進、首尾之を攻め、彼をして奔命に疲れしむ。勢當に必ず克つべし。但し師行の際は士伍を肅にし、紀律を嚴するにあり。以て降附を懐け、殺掠を肆にすることなかれ。昔王全斌の事、以て戒と爲す可し。卿等之を慎め。〔註一〕

次いで翌四日には宋國侯馮勝を陝西に往かしめて城地を修め、衛國侯鄧愈を襄陽に往かしめ、軍馬を訓練し、遼餉を運び、以て征蜀の軍士に給することを命じてゐる。〔註二〕 即ち後方の固めと、糧食その他兵站を準備せしめてゐるわけで、翌五日には征蜀の軍士に夏布三十一萬一千六百八十四疋を賜つてゐる。〔註三〕

但し開戦の時期に就ては異説もあり、平夏錄、明史太祖紀等は何れも實錄と同じく、洪武四年春正月亥三日としてゐるのに對し、鴻猷錄卷五は前年十二月とし、明氏實錄は單に冬としてゐるが、現在と違ひ當時の曆では前年の十二月以前を意味することは云ふまでもない。尙太祖の撰と云はれる御製平西蜀文の中にも三年冬としてゐる。〔註四〕 之はその文の初めを見ると、洪武四年九月三十日に太祖が親しく征蜀二道の總兵官の功の低昂を紀したものと成つて居り、然りとすれば三年冬説を一層有力ならしむる一證ともなるやうであるが、既に九ヶ月以上を經過したことでもあり、太祖の記憶の誤りか、然らずとすれば、前年の冬以來征蜀の計畫が太祖の胸中にあつた爲、かくの如き記載をなしたのではあるまいか。古來の思想から云へば征伐の如き陰殺の行爲は當然冬行ふべきもので、春開始すべきものではないが、明の太祖の時代はこれらの陰陽五行説などの影響は左程著しくなかつたやうで、太祖の實

録を見ても春正月の始めに軍事行動を起した例は極めて多い。恐く正月來賀の爲參集する群臣の前で此等の大事を發表することが例となつてゐたのではあるまいか。とにかく實録が一日一日を忽にしな  
い堂々たる宮中の記録であるのに對し、これに反する記事を載する書は殆んど月日を書せず、單に十  
二月とか甚しきは冬とのみしか書いてゐない程、時日に關する觀念や記載が曖昧なのであるから、吾  
人も明史に倣つて太祖實録に従つて差支へないのではあるまいか。

尙征蜀軍の數に就ては殘念ながら、資料の徴すべきものが殆どない。前述の征蜀軍士に賜つた夏布  
三十一萬一千六百八十四疋は勿論最も有力な材料には違ひないが、これが夏の軍衣として支給せられ  
たのならとにかく、布とか疋とか云ふ文字を見れば、未だ軍衣の材料たる布であつたことは疑ひなく、  
さうなると一疋で何着出来るかも問題であるし、一人に一着宛か、二着宛か、いや寧ろそれよりも軍  
士の階級に應じ賜つた夏布の疋數なり軍衣の着數なりも違ふのではないかと想像すると、これだけの  
資料ではたうてい總軍の數を算出するわけにはゆかないのである。たゞ明氏實録には傅友徳の率ゐた  
甘肅方面よりの征蜀軍を十萬としてゐるが、これも確な數字かどうかは明かでなく、長江湖江軍の數  
字には全く徴するものがないのである。

但し出征軍の上級指揮官等の姓名は先に記したもののよりも遙に詳細なものが判つてゐる。即ち太祖  
實錄卷七十洪武四年十二月卯辛（十二日）の條に此の戰役の論功行賞を載せてゐて、之には上級指揮官

の名が悉く擧げられてゐるからである。今これにより、陝西甘肅方面より進撃した部隊を假に北軍とし、長江を溯つて湖廣方面より西征した部隊を假に南軍とすると、次表の如くなる。尙明史列傳や皇明開國功臣傳〔註五〕などにより、出身地の判明してゐる者は附記しておいた。

北 軍

南 軍

潁川侯傅友德礪山人 征虜前將軍

中山侯湯和濠山人 征西將軍

濟寧侯顧時濠山人 左副將軍

江夏侯周德興濠山人 左副將軍

臨江侯陳德濠山人

德慶侯廖永忠巢山人 右副將軍

鞏昌侯郭子興〔註六〕濠山人

營陽侯楊璟〔註七〕合肥人 湖廣平章

都督同知汪興祖巢山人

南安侯愈通源巢山人

同 藍玉〔註八〕定遠人

宣寧侯曹良臣安豐人

同 張溫

南雄侯趙庸〔註八〕廬州人

同 金朝興巢山人

都督僉事仇成含山人

同 陳桓濠山人

同 葉昌合肥人

同 王成繼

同 林霽峯



同  
〔註九〕  
王簡 壽州人

永嘉侯朱亮祖 六安人  
〔註十〕  
征虜右副將軍

汝南侯梅思祖 夏邑人  
〔註十一〕

尙是等の上級指揮官の下に指揮五千人よりなる部隊長千戸千人百戸百人總旗五十人小旗十人などがあり、それら

の部隊長の名前の中には一部判明してゐる者もあるが省略する。一般に太祖と同郷なる濠人が多く然らざる者も濠からあまり遠くない同じ安徽省内の者が頗る多く例によつて太祖の郷黨による團結政策を示してゐる。その中で北軍の總帥傅友徳は江蘇錫山の人で、その先はやはり安徽宿州の出であるが、變つた經歷の持主で、最初元末群雄の一人劉福通の黨與李喜喜に従つて蜀に入り、喜喜が敗れた後明玉珍に従つた。併し明玉珍は之を用ひることが出來ず、彼は武昌に走つて、陳友諒に従つたが、此處でも名を知られるまでに至らなかつた。かくて太祖が江州を攻め小孤山に至つた時所部を帥ひて降つたもので、太祖は與に語つてその材幹を認め、將として常遇春の下に従はしめたと云ふわけで、蜀に侵入した經驗もあれば、玉珍にも従つてゐた位であるから、夏の内情や四川の要害形勢その他に悉しかつたわけである。これに對して南軍の右副將軍廖永忠は先に方國珍を降し、廣東廣西方面にも作戰し、安南・海南島方面をも招諭した經驗のある水戰の雄であるから、果して後に長江溯航作戰に最も華々しい功をあらはして居り、湯和・楊璟・趙庸・朱亮祖等中には怯鈍の將もあつたのであるが、大

綱から見れば部將の撰定を誤らなかつたやうである。

尙根本の作戰計畫は太祖自ら之に當つたやうで、前述の長江と甘肅から水陸兩道に分れて並び進み、四川の首尾を攻めて奔命に疲れしめると云ふ他、太祖實錄卷六十四 洪武四年夏四月丙戌四日の條によると、是より先傳友德軍の出發に當り、太祖は密に之に次の如く語つてゐる。

蜀人吾兵西伐すと聞かば、必ず其の精銳を悉し、東は瞿塘を守り、北は金牛を阻み、以て我師を拒まん。彼必ず地險にして吾兵至り難しと謂はん。若し其の不意に出で、直に階文を擣かば、門戸既に墮ち、則ち腹心自ら潰えん。兵は神速を貴ぶ。但爾等の勇ならざるを患ふるのみ。

即ち北軍に對しては、陝西から四川に入る普通の路である金牛道即ち蜀の棧道に據るを避け、甘肅の階州・文州方面からその不意を擣くべしと云ふのである。

〔註一〕 太祖實錄卷六十、洪武四年春正月丁亥の條。

〔註二〕 同正月戊子の條。

〔註三〕 同正月己丑の條。

〔註四〕 紀錄彙編卷之三所收。

〔註五〕 黃金「皇明開國功臣錄」(國立北京圖書館藏) 朱國楨「皇明開國功臣傳」(靜嘉堂文庫藏) に據る。

〔註六〕 太祖が嘗て主へた郭子興とは勿論同名異人である。

〔註七〕 楊璟は敗戦を喫したので論功に與らなかつたが、そのことは論功の次に述べられてゐる。

〔註八〕 趙庸も湖南湖北方面の支作戦を途中放棄した罪により賞に與らなかつた。

〔註九〕 王簡は論功の條の文脈から推すと北軍に従つたものゝやうであるが、太祖實錄卷六十三洪武四年閏三月の條によると、楊璟に従つて長江の瞿塘關を攻めた記事が見えるから南軍に入れて置いた。「都督僉事王簡出大溪口、進攻瞿塘阨江之衆、璟戰不利、于是赤甲白塩之師、亦退還歸州」。

〔註十〕 朱亮祖に就ては太祖實錄卷六十四洪武四年四月庚寅八日の條に「上以湯和傅友德等出師伐蜀、已逾三月、未得捷報、復命永嘉侯朱亮祖、爲征虜右副將軍、率兵往助之」とあり、後から應援に派遣されたので、果して南軍北軍の何れにも屬さない獨立軍としても、水陸どちらの道を探つたか詳かでない。彼も論功に漏れた一人であるが、その理由は「彼が重慶に到着した時には重慶は已に下つてゐた、跋涉の勞はあるけれども、他に擅に軍校罪俘を杖殺した罪があるから、賞はやれな」と云ふので、重慶に行つたとあるのを見ると、北軍の將士は重慶には至つてゐないやうであるから、水路南軍の後を追つたのではないかと思はれる。もつとも征虜右副將軍と云ふ稱號は北軍に屬することを思はせ、又論功の條に「從永嘉侯朱亮祖、攻保寧指揮至軍校等賞、如中山侯」とあり、彼も最後の保寧作戦に参加したことが判るが、之には南北兩軍共參加してゐるので、これによつては何れとも決し得ない。そこで假に南軍に準じて下欄に記して置いた次第である。

〔註十一〕 彼も兵を率ゐて重慶に至つた時は城已に下つてゐたとあるから、朱亮祖と共に後れて出發したと思はれるので、此處に列しておいた。

## 六 楊璟の失敗

太祖實錄<sup>卷六十三</sup>洪武四年閏三月の條によると、是月楊璟が師を率ゐて巫山縣城の稍西、要害瞿塘關の東に當る、長江南岸夔州大溪口<sup>〔註一〕</sup>に次したとあるが、彼は以前より湖廣平章の職にあつたから、先づ

明初の重慶攻略戦に就いて（杉本）

先鋒として此の方面まで進出したものであらう。處が是より先蜀人は其の平章莫仁壽を遣して瞿塘關の天險を守らしめてゐた。古來の例に倣ひ長江は關口の處で鐵索を以て横斷閉鎖せられたが、明軍が愈々國境に臨んだと聞いて、更に左丞相戴壽・平章鄒興に飛天張を副へて派遣し、兵を増して固守の計を廻した。即ち戴壽等は前述の鐵索の閉鎖線の外方に於て、北岸は羊角山に倚り、南岸は南城塞〔註三〕に倚り、兩岸の崖壁に穴を鑿ち、纜を引き廻して飛橋三個を爲り、木板をその上に並て平にし、砲石・木竿・鐵銃をその上に置き、橋の傍の兩岸にも亦砲を置き、明軍を拒いだ。是に於て明軍の指揮韋權〔註四〕は兵を率ゐて現場より稍々下流の北岸にある赤甲山を出で、夔州に逼り、同じく指揮李某は赤甲と相對鋒する南岸の白塩山を出で、夔州府の南岸に逼らんとして南城塞を攻め、楊璟と都督僉事王簡とは大溪口を出で、江を遡つて、瞿塘關に於て江を扼してゐる敵部隊を攻撃した。併し楊璟の軍は戦利あらず、そこで赤甲・白塩方面より進撃した部隊も亦退いて歸州に還つたのである。尙明氏實錄〔註五〕には此の事件を前年の冬とするが、前述の如く開戦を洪武四年春正月とすれば、明氏實錄に従ひ難いことは云ふまでもない。たゞ太祖實錄の記事も此の場合は珍しく時機がかなり曖昧で、日を書せず、單に是月とするのみであるが、とにかく楊璟が瞿塘に於て敗戦したことは、前にも一言した論功行賞の條にも「進攻瞿塘、又致覆敗」とあつて明かであるから、今は太祖實錄に従ひ、之を最初の戦闘として紹介しておく次第である。

〔註一〕 地圖を参照ありたし。以下の地名も同様。

〔註二〕 道光夔州府志卷十二關梁志に五代史を引いて「唐天祐元年、王建將張武、請于夔東、作鐵柱、絕江」とあり、又宋史を引いて「景定五年、守將徐宗武、于白帝城下巖穴、設欄江鎖七條、長二百七十七丈五尺、共五千一十股、又爲鐵柱二、各高六尺四寸、刻徐宗武字、後人因呼爲鐵鎖關」とあり、又元一統志を引いて「瞿唐關去城八里、管鎖水鐵鎖二條」とある。

〔註三〕 同書卷十二には南平寨とある。即ち「南平寨在瞿唐峽口大江南岸、對羊角山」とあり。

〔註四〕 指揮は明史卷九十兵志二によれば通常五千の兵を率ゐるものである。

〔註五〕 明氏實錄「冬、大明命湯和爲征西將軍、平章廖永忠副之、攻夔關、戴丞相、向知院、峽中設天橋預備、船至以木頭撞下、輒碎、竟不得上、屢戰不勝、退兵峽外」。

## 七 南軍の行動と周德興部隊の側面作戰

さて前述の如く南軍の先鋒楊璟は閏三月までに一度瞿塘關まで攻め上り、敗戦を喫して歸州に歸つたが、南軍の總帥征西將軍湯和は長江を遡つて、四月初め歸州方面に至り、一方左副將軍周德興は、道を別つて洞庭湖の西岸に作戰し、今の湖南省臨澧慈利方面に向ひ、龍伏隘・溫湯關を抜いた。〔註一〕湯和は四月戊子六日、夏將李逢春の守る烽火山寨に克ち趙庸・曹良臣の率ゐる部隊を分遣して、夏の桑植湖南容美洞湖北鶴峯を取らしめた。〔註二〕かくて此の部隊は周德興の別動隊と合して茅岡・覃屋寨を攻めたが、趙庸は中途に至つて還り、曹良臣のみが周德興と共に湖南西北部の諸山寨を平げた。〔註四〕元來此の方面は所謂洞

蠻の據る處で、前年即ち洪武三年の五月には楊璟が、同年十月には今回の別働隊長たる周德興が、それ〴〵蠻酋覃屋を盟主とする諸洞蠻を討伐してゐた處で、しかも夏の方からも、兵を出してゐたやう

〔註五〕

であるから、先づ此の方面を討つことにより長江遡江部隊の側面を掃蕩して置いて、側方や後方を脅威される憂を除かんとしたものと思はれ、今昭和十八年春の宜昌對岸作戰及び洞庭湖西岸作戰を思はせるものがある。従つて主將湯和は此の間歸州に駐つてゐたが、此等の側面作戰部隊が全部歸州或ひは他の地點で本軍に合したか、或ひはあくまで別働隊として、山間から四川に入つたかは記録がない爲確言出来ないが、若し後者とすれば太祖實錄の如き詳細な公式の記録に、何等の記載も全く残らないと云ふ筈はないと思はれるから、筆者の想像を許せば、此等の部隊も結局は遡江部隊に合したものであらう。

〔註一〕 周德興の湖南作戰に就ては、太祖實錄卷六十四には「及會江夏侯周德興」とあるのみであるが、鴻猷錄卷五に「湯和遣周德興、率周海等、進兵取蜀之龍伏隘、又進奪覃屋溫湯關」とあるのによつて知られる。茲に蜀とあるのは地理的意味ではなく夏の意味として使はれたことは明かであり、龍伏隘も溫湯關も湖南にあることは間違ないが、場所は書物によつて大部異つてゐる。例へば中國古今地名大辭典には龍伏隘を臨澧縣の東とし溫湯關をその西としてゐるのに對し、讀史方輿紀要卷七十七湖廣三では、溫湯關を慈利縣の西とし、龍伏關は慈利縣の西北百八十里の永定衛のその又西北百二十里としてゐる。

〔註二〕 太祖實錄卷六十四洪武四年四月戊子の條「中山侯湯和克歸州、李逢春烽火山寨、分遣南雄侯趙庸、宣寧侯曹良臣、帥兵取桑植容美洞」に據る。但し夏將云々は鴻猷錄卷五に「遂克歸州、又克夏將李逢春烽火山寨」によつて補つたものであるが、鴻猷

録は事件の配列が實録に比べて大部前後してゐる。尙同書に「夏の桑林芙蓉洞」とあるのは、明かに桑植容美洞の誤りで實録に従ふべきである。

〔註三〕 讀史方輿紀要卷七十七湖廣三慈利縣の條「在縣西、明初覃垕作亂、命楊璟討之、途至覃后寨、賊下山、迎敵敗之、乘勝追至半山、山勢險峻、其寨三面巖險、下俯江水、一面僅有一路、才通一人、乃回註山下、攻圍久之、賊遁入溪洞、璟引還、既而大兵取蜀、周德興克其覃垕寨、卽此」とあり慈利縣の西方である。

〔註四〕 太祖實録卷六十四註二所引の續きに「及會江夏侯周德興、合攻茅岡覃垕寨、庸至中途而還、獨良臣會德興、攻諸山寨平之、和仍駐歸州」とあり、尙鴻猷錄卷五には「又攻天門山、擒其將張元帥、小張僉事、降其衆千餘人」とあるが、天門山も亦湖南の西北部にある山である。

〔註五〕 太祖實録卷五十二洪武三年五月甲寅の條、及び同書卷五十七洪武三年十月癸亥の條に據る。

〔註六〕 讀史方輿紀要卷七十七慈利縣、溫湯關の條「在縣西、明洪武三年、蠻酋覃垕連構諸洞爲亂、命周德興討之、至慈利、垕守險以拒、德興出奇兵、破其數柵、直接溫湯關拔之、賊遂潰、旣而爲僞夏所據……下略」。

## 八 北軍の甘肅作戰と四川侵入

太祖實録卷六十四に據れば、北軍の總帥傅友德は洪武四年四月丙戌四日蜀の階州甘肅武都を攻めて、之に克つてゐる。是より先彼は出發に當り、前述の如き太祖の作戰命令を受けたが、直に馳せて陝西に至り、諸道の兵を集め、太祖の密命通り、金牛道即ち蜀の棧道に出ると揚言し、潛に甘肅から四川の北境に出る道を偵察せしめた。すると甘肅の南部階州文州方面には兵壘共に多少あることはあるが、守

備は手薄で、同方面から四川に入った青川〔註二〕、泉陽方面は空虚であることが判つたから、是に於て兵を引〔註三〕て陳倉に趨き、精兵五千を選んで先鋒とし、山谷を攀縁して晝夜兼行し、大軍が之に繼ぎ、直に階州に抵つた。蜀の守將平章丁世眞は衆を率ひて來り拒いだが、傅友徳は撃つて之を敗り、その將雙刀王等十八人を擒にし、丁世眞は遁れ去り、遂に階州に克つたのである。〔註四〕

次いで四月〔註五〕七日傅友徳の兵は文州に至つた。蜀人は城を距ること三十支里の地點に於て白龍江の橋を斷ち、明軍の進撃を阻んだが、友徳は兵を督勵して橋を修理して之を渡り、五里關に至つた。階州の敗將丁世眞〔註六〕は、再び兵を集めて要害に據つた。明軍では此の戰に都督周知汪興祖が飛石に中つて戰死したが、傅友徳は怒つて兵を奮ひ、急攻して之を破り、丁世眞は僅かに數騎を以て遁れ去り、遂に文州をも敗つたのである。〔註七〕

この頃南京に於ては太祖が稍焦燥を示し初めた。即ち湯和傅友徳等が征蜀の軍を出して以來、已に三ヶ月を逾るにも拘らず、未だ勝利の報が得られないと云ふので、四月〔註八〕庚寅八日永嘉侯朱亮祖を征虜右副將軍に任命し、兵を率ゐて増援に赴かしめることとし、太祖躬ら太歳・風雲・雷雨・嶽鎮・海瀆・山川・城隍・旗纛の諸神を祀り、告ぐるに師を用ふるの意を以てした。

然るに傅友徳の兵は文州から四川に入り、四月〔註九〕癸巳十一日には既に青川・泉陽・白水江を渡り、都督僉事王成も亦兵を領して至つたのに會した。かくて蜀人は風を望んで驚き遁れ、友徳は人を遣し、諭



して蜀人を降し、各々以前の本業に還らしめ、更に隆州に赴いた。〔註十〕

次いで傅友徳の兵は江油彰明の二縣を下し、四月癸卯廿一日遂に綿州に趨いた。將に至らんとする時、

友徳は乃ち精銳を選び、鼓行して進ましめ、別に都督僉事藍玉を遣して敵壘を夜襲せしめた。蜀の守將向大亨の軍はこの爲驚き擾ぎ、之に乗じて友徳は早朝兵を指揮して攻撃した。所が俄に大風起り、

諸將は風に順つて思ふまゝ蜀兵を撃ち、之を大敗せしめて遂に綿州に克つた。此の一戦に明軍の龍驤

衛指揮史監は戦死したが、蜀將向大亨は走つて漢州を保つた。〔註十二〕

そこで傅友徳の兵は更に漢州に向つたが、五月己未八日漢水即雒水の岸に至り、折からの増水に阻まれ

て渡ることが出来なかつた。そこで軍中に命じて戦艦百餘艘を造らしめた。當時蜀人は階州文州の堅

要を失つたが、猶漢水を恃んで自ら固なりとしてゐた處、明軍が舟を造つて進撃せんとするを聞き、

益々震へ恐れたと傳へられてゐる。〔註十四〕

〔註一〕 本稿五、開戦命令と作戰計畫の條に既に述べた。

〔註二〕 青川は實録の他の條や、他書に青州と誤記されてゐる場合もあるが、大明一統志卷七十三龍州宣撫司の條に見える青川守禦千戸所の置かれた地で、道光龍安府志卷二上、輿地志、圖考所載の龍安府圖に據れば青川溪がその地の西北から南方を廻つて東流してゐる。新修支那省別全誌第一卷四川上九四一頁に據つても今は平武縣に屬し青川鎮として繁榮してゐる處である。甘肅文州方面から四川に入つての要衝であり、普通の地圖にも何れも青川として載つてゐるから誤はない。果陽は東陽來陽等と誤記したものとある他果陽となつてゐる場合も多く、果陽と果陽の何れが正しいかは據に斷定出来ない。勿論地名等は現地に赴き

へすれば、何等筆を弄する必要なく直に決定し得る問題であるが、遠隔の地にあつては諸書を参照する場合しかく簡單には行かない。筆者の参照した太祖實錄（影印江蘇國學圖書館傳抄本）には一ヶ所東陽と誤つてゐる他皆果陽となつてゐるが、抄本の事ではあり果陽と果陽では僅かの筆の違ひであるから、あまり確な證據とはならない。鴻猷錄も果陽であるが、之の書も地名の誤記は頗る多いので、あまり當にならない。そこで大明一統志であるが、筆者の参照し得たのは靜嘉堂文庫所藏の明の天順刊本と同じく嘉靖刊本である。前者の過半は印刷紙質共申分のない善本であるが、残念ながら配本があり、その部は紙質も劣り版が磨滅して殆んど白紙に等しく、たゞその上を抄寫によつて補つたものであり、しかも當面の問題である卷七十三龍州宣撫司の條もその抄補の部分であるが、同處の關梁、北雄關の註に「在青川守禦千戶所、并果陽、迪平、白水、三牢、明月、馬轉、清平、胡空、葉棠、三路口共十一關」とあるが、或ひは抄寫の誤りではないかと思ひ、念の爲「皇明嘉靖己未歸仁齋刊行」の印ある一本を見ると問題の箇所は明かに泉陽となつてゐる。そこで最初は之が正しいかと思つたが、更に他書を参照するに及んでその然らざるを知つた。即ち東洋文庫所藏道光龍安府志、卷二下龍安府輿地志、關隘の中の平武縣の條に「果陽、關在縣東、明初傳反德伐蜀、下文州、進拔青川、果陽、關、是也」とある。處が同書山川平武縣の條には「果陽、河在縣東一百四十里、源發甘肅文縣碧玉山、東南流、經青川、下流入白水江」とあり、再び果陽と果陽が現れてゐるが、これは場所から云つても關は果陽、河は果陽と區別されてゐるわけではなく、同名のものを何れか誤つたものと思はれる。然るに讀史方輿紀要卷七十三四川八龍安府の條には「青川溪在所南、又果陽河在所西北、亦自汶縣界流入、下流俱入於嘉陵江」とあり、又「果陽、關在所南」とあり、又北雄關の註に明一統志を引いた部分も果陽となつて居り、河關共にすべて果陽となつてゐるのである。これだけでは未だ果陽が正しく果陽が誤りと必しも斷ずるわけにゆかないのであるけれども、今は暫く假に果陽に従つて置く。

〔註三〕 陳倉は實錄には成倉とあるが、他書何れも陳倉としてゐるので之に従ふ。成 Ch'êng<sup>2</sup> と陳 Ch'ên<sup>2</sup> は音極めて近く、何れも二聲で、たゞ語尾が鼻音になるとならないの違ひだけだからであらう。尙陳倉は今の陝西南鄭縣治即ち興元或ひは漢中をも此の名で呼んだこともあるが、此の場合は同處は興元或ひは漢中の名で呼ばれて居り、且「引兵趨成倉」とある點からも、普通

に使はれる今の陝西寶雞縣治の方であらう。

〔註四〕 太祖實錄卷六十四、洪武四年四月丙戌の條。尙鴻猷錄には以上の他「顧時亦擒其將王道也」の記事あり。

〔註五〕 國初群雄事略卷五には乙丑とあるが、明かに己丑の誤である。四月朔が癸未であるから、己丑は四月にはあり得ない。

〔註六〕 實錄の此の條には丁世貞となつてゐるが、前條には丁世眞とあり、尙資料により丁世珍となつてゐるのもある處を見ると貞より眞が正しいらしく、今之に従つた。

〔註七〕 太祖實錄卷六十四、四月己丑の條。

〔註八〕 同前、四月庚寅の條。

〔註九〕 同前、四月癸巳の條「潁川侯傅友德兵渡青州果陽白水江」とあるが、〔註二〕に於いて記したやうに青州は青川の誤、果陽は恐く果陽であらう。しかも此の場合には白水江と並べて渡ると云つてゐるから、青川所や果陽關を意味するのでなく、青川溪果陽河の意であらう。尙白水江に就ては讀史方輿紀要卷七十三龍安府の條に青川守禦千戶所を記した後で「白水江所東三十四里、自陝西文縣流入境——中略——明初傅友德伐蜀、渡白水江、卽此」とある。

〔註十〕 同書同卷同日の條。

〔註十一〕 同書同卷四月癸卯の條。

〔註十二〕 四川に於て漢水或は西漢水と云ふのは普通嘉陵江の異名である。(例へば大明一統志卷六十八保寧府、嘉陵江の條、新修支那省別全誌第一卷四川上五四一頁等參看)しかるに此の場合はその支流たる涪江を渡り綿州を陥して漢州に向つた時であるから、嘉陵江では問題にならない。併るに漢州の地は縣としては漢以來宋に至るまで歴代維縣と稱し、元は之を廢したが夏の明玉珍は後これを置いたもので、その東方を流れる沱江の上流は、之を維江或ひは維水と稱してをり、河名と縣名が同一なのである。かゝる例は到る處にある事であるから、維縣を一名漢州と云ふ以上、維水も又名漢水と云ふのではないかと想像したのであるが、漢州志(嘉慶修道光補)卷四下形勢に讀史方輿紀要卷六十七漢州の條を引いて「明初傅友德入蜀、自綿州趨漢、阻漢江」

とある漢江に注して即雒江としてゐるから、筆者の考は裏書された。顧祖禹が何によつたかは明かでなく、方志その他も河川の條には別に雒江を漢江と云ふ等とは一向書いてないのであるが、次節に記するやうに五月廿八日に船が完成し、六月一日には早くも漢州を抜いてゐる點、又實錄六月一日の條に「友德舟師已逼漢州」等とある點からも、此の漢江が漢州に近い雒江であることは間違ない。漢州志の附圖や卷五山川に據ると、漢州の東方には東から綿陽河・石亭江・白魚河等が流れ何れも合して雒江となつて居り、漢州志は漢州城の東北二十支里にある石亭江を雒水の正流としてゐるが、中には綿陽河を正流とする書もある。尙雒江の支流は鴨子河以下數流漢州城を廻つて流れて雒江に合してゐるから、舟師を以て州城に通ることも可能である。

〔註十三〕 新修支那省別全誌第一卷四川上五三五―七頁等を見ても、あまり大きな河とは思はれないが、次節五月己卯の條に「適江水暴漲」とあるやうな状態の爲渡る事が出来なかつたものであらうと思はれるから、太祖實錄の原文「阻水不得渡」の水を大水の意に解釋した。

〔註十四〕 太祖實錄卷六十五、五月己未の條に據る。尙此處に「蜀人雖失階文、猶恃漢水自固」とあるのは、漢水がそれ程有力な河川でもないが、河流が幾つにも分れ網の目のやうに漢州城を廻つて流れてゐるからであらう。

## 九 北軍木牌により戰況を南軍に報ず

さて五月<sup>己卯</sup>廿八日、先に同月八日に命じて造らしめた戰艦が完成したので、傅友德は將に兵を漢州に進めやうとしたが、四川の首尾を相攻めると云ふ作戰上からも、これまでの軍中の消息を湯和に報じたいと思つた。しかし山川懸隔して之は容易なことではない。適々江水が暴漲してゐたので、木牌數千を作り、之に階・文・綿の三州に克つた月日を書いて漢江に投じた。木牌は流に順つて下り、重

慶の守城者は之を見て意氣沮喪し、人心離叛した。〔註二〕

初め夏では明軍が蜀を伐つと聞き、丞相戴壽太尉吳友仁等に命じ衆を悉して瞿塘を守り、以て三陟の險を陋してゐた。處が傅友徳が階州文州を破り、江油を擣いたことを聞くに及び、戴壽等は吳友仁と共に瞿塘の守兵を分ち、軍を還して漢州を援け、以て成都を保たんとした。處が戴壽吳友仁等の援軍が未だ至らないうちに、傅友徳の舟師が已に漢州に逼つて來た爲、守將向大亨は兵を悉して城下に戰つたが、傅友徳は驍騎を選んで之を擊敗つた。既にして戴壽等の援軍も到着したが、友徳は諸將に下令して「彼は師を勞して遠く來る。向大亨の兵敗ると聞き、必ず洵洵たらん。一戰して克つべきなり。」と云ひ、親ら師を率ゐて戴壽等の兵を迎撃ち、大いに之を破り、六月壬午一日遂に漢州城を抜き、その詔討黃龍、萬戶梁士達等百餘人を擒にした。戴壽と向大亨とは成都に走つたが、臨江侯陳徳が追撃して又之を敗り、その卒三千餘人馬三百匹を獲た。吳友仁は北方に逃れ、涪江の上流古城に走つた。〔註二〕北方には夏將丁世眞等の敗殘軍も居り、後述の如くゲリラ戰に出てゐる位であるから、恐く之等と合流し傅軍の後方を攪亂せんと企圖したものであらう。傅友徳も成都攻略を急ぐよりも、後方にある敵の有力部隊を殲滅する必要を感じたと見え、濟寧侯顧時に漢州を守らしめ、自ら將として古城を撃ち、又大いにその兵を敗り、戰死捕虜併せて二千餘人の損害を與へ、馬或ひは騾五百餘匹を鹵獲した。かくて吳友仁は古城より、自らの本據保寧に遁還つた。〔註四〕

〔註一〕 太祖實錄卷六十五、五月己卯の條。最後の箇所は同書には「蜀守者見之、爲之解體」とあるが、明氏實錄には「重慶守者見之、爲之解體」とあるので、重慶の文字を入れた。尙解體は辭源によると、左傳「四方諸侯、其誰不解體」を引き、「人々離叛するを言ふ也。」とある。

〔註二〕 同上書卷六十六、六月壬午朔の條。

〔註三〕 此處は實錄の文ではなく、筆者の意見である。

〔註四〕 註二に同じ。保寧を以て吳友仁の本據とするのは、太祖實錄卷十六、丙午年春二月の條に蜀に於て「春更六卿、爲中書省樞密院、以戴壽爲左丞相、萬勝爲右丞相、向大亨、張文炳樞密院、鄒興爲平章、鎮成都、吳友仁爲平章、鎮保寧、莫仁壽爲平章、鎮夔門、鄧元亨爲平章、鎮通州、竇英爲參政、鎮播州、姜珪爲參政、鎮黔南」とあるからである。

## 十 廖永忠瞿塘を破り夔州を抜く

是に對し南軍のその後の動靜を見るに、太祖實錄<sup>卷六十五</sup>五月<sup>丙辰</sup>五日の條には「中山侯湯和の兵歸州を發し、進んで瞿塘關を攻む。江水暴漲せるを以て、師を大溪口に駐む。」とあり、鴻猷錄<sup>卷五</sup>は之を補足して「秋水落つるを候ちて方に進まんと欲す。」と記してゐる。

案ずるに瞿塘關からその下流約二支里の間が名高い三峽の一下である瞿塘峽で、大溪口は長江の南岸<sup>〔註一〕</sup>大溪の流入地點にあり對岸の峽門口と共に遡航の際の瞿塘峽の入口に當る處である。揚子江の水量は普通新曆の三月下旬より増水し、七八九三ヶ月最も高く、十月下旬より漸次減水して十二月下旬より

二月に至る間は最も低いのであるから、その間上下航に自ら季節があり、遡航には増水し始め未だ最高水位に達しない春期が最良で、減水漸く始る秋季これに次ぐのである。〔註二〕 尙各峽各灘の性質によつても多少條件を異にするが、今問題の瞿塘峽は高水時を危険とするのであるから、〔註三〕 此の年の五月五日は同年三月に閏月があつた爲新曆の七月にあたり、單なる遡航としても最高水位の最も危険な時期であるから、まして險要に據つて迎撃する敵を攻めつゝ上ることは、當時の舟艇では殆んど不可能に近かつたに違ひない。

處が太祖は湯和が兵を大溪口に駐めて、平水となるのを待つて師を進めやうと欲してゐることを聞き、その逗留事を緩くすることを恐れてゐたが、適々北軍の隆州に於ける捷報が届いたので、湯和に次の如き詔を下した。「傳將軍精兵を率ゐ、險を冒して深く階文に入り、諸州郡及び青川杲陽白水江の地を降し、兵既に險を越えて平川に次す。蜀人險の恃む可き無し。正に當に水陸並び進み、彼の首尾をして敵を受け、奔命に疲れ使むべし。平蜀の機正に今日に在り。若し水退くを俟ち、然る後師を進めば、豈機を失ひ事を悞らざらんや。且つ朕前日爾に語りし所以の者、爾獨り復記憶せざる乎。何ぞ怯の甚しきや。」以上は太祖實錄卷六十六六月丙戌五日の條に據つたのであるが、日付からみて恐らく詔の湯和のもとに至つた日を示すものであらう。同日の條の續に據れば、副將廖永忠は命を聞いて卒刻所部を率ゐて先に進んだが、總帥湯和は猶遲疑して決斷がつかかなかつた。然るに前節に述べた北軍の

傳友徳が戰況を書いて報じた木牌を江流より得るに及び、乃ち兵を白塩山より進め、木を伐り道き開き、紙坊溪より夔州に趨いた。

〔註四〕

六月<sup>戊子</sup>七日徳慶侯廖永忠の兵は舊夔府<sup>則瞿塘關</sup>に至つた。是より先夏の丞相戴壽等は瞿塘關を守つてゐ

たが、前述の如く、漢州成都方面救援に赴いたので、後には平章鄒興・副樞飛天張等が城を守つてゐた。是に至り廖永忠の兵が至つたと聞き、關より兵を出して拒ぎ戦つた。廖永忠は軍を分つて前陣後陣となし、前軍が既に敵に接するや、乃ち後軍を兩翼に出して、敵を側面より撃つたので夏將鄒興等は大敗した。永忠は翌八日復兵を併せて敵を攻め、夏の元帥龔興を擒にし、夏軍の戰死者溺死者は甚だ衆かつた。〔註五〕

六月<sup>辛卯</sup>十日遂に廖永忠は兵を瞿塘關に進めた。此の地は山峻しく水急で、しかも蜀人は既に第六節に述べたやうに、鐵索飛橋を以て關口を横斷し之に據つてゐるので、明軍の舟は進むことが出来ない。

そこで密に壯士數百人を遣し、之に小舟を舁せ、山を踰え關を迂廻してその上流に出でしめた。此の挺進隊は何れも糗糧即ち乾飯と水筒を持ち飢渴を禦いだが、山には草木が多かつたので、將士は皆青莎衣<sup>〔註六〕</sup>を着て擬装し、魚貫して崖石の間に出たので、蜀人は之を覺らなかつた。廖永忠はこの挺進隊

が已に豫定の地點に到着した頃を度り、精銳を率ゐて墨葉渡に出で、二手に分れ、夜五鼓<sup>午前四時</sup>一軍を

以て敵の陸寨を攻め、一軍を以てその水寨を攻めた。水寨を攻めた軍は皆鐵を以て船首を裹み、此處



に火器を置いて前んだ。黎明蜀人は精銳を盡して來り拒いだが、永忠は已にその陸寨を破つた。既にして舟を昇いで江岸に出た挺進隊の將士が一時に關の上流を發し、旗を揚げ鼓譟して攻め下り、敵人の不意を衝いたので、蜀人は大いに駭いた。而して下流の軍も亦舟を擁して前進し、火砲火箭を發して關の上下より夾撃し、大いに夏軍を破つた。かくて守將鄒興は火箭に中つて戰死し、遂に關を扼する三橋を焚き、江を横斷閉塞する鐵索を斷ち切り、蔣達以下八十餘人を擒にし、斬首一千級、溺死者は算無く、飛天張・鐵頭張等は皆遁れ去つた。永忠はかくて瞿塘上流の夔州城に入つたが、翌日<sup>十一</sup>中山侯湯和の兵も到着した。そこで兩人は水陸分道して並び進み、湯和は步騎を率ゐ、廖永忠は舟師を率ゐて、重慶に會することを約した。<sup>〔註七〕</sup>

〔註一〕 新修支那省別全誌第一卷四川上、九二、九四頁。

〔註二〕 同書、四九一頁。

〔註三〕 同書、四九二頁。

〔註四〕 宋、陸游「入蜀記」卷六、道光夔州府志卷二、光緒奉節縣志卷二等によると舊夔州治は當時並に現在の夔州府城の東なる瞿塘關の下關城にあり、有名な白帝城と一廓をなして相連つてゐた。

〔註五〕 太祖實錄卷六十六、六月戊子の條。

〔註六〕 青莎は又青蓑とも書き、辭源に據れば、道傍園圃に多い草で、葉は笠や蓑にするものゝ由であるから、此の草で作つた蓑などを着たものであらうが、かゝる古い戰鬥の記録に、現在と同じやうな擬裝の見られる點興味がある。

〔註七〕 太祖實錄卷六十六、六月辛卯の條。

明初の重慶攻略戰に就いて（杉本）

## 十一 夏軍のゲリラ戦

北軍に於ては、夏將吳友仁を追つて古城まで引返した傅友徳が、六月丙申十五日兵を成都に進めてゐる。〔註一〕しかし明軍の後方は此の爲手薄となり、此に乗じて夏軍はゲリラ戦に出てゐるが、六月戊戌十七日夏の平章〔註二〕丁世眞は衆を率ゐて文州に寇し之を陥れて、守將指揮僉事朱顯忠は戦死した。彼は元來傅友徳に従つて文州に克ち、遂に留つて之を守つてゐたのであるが、丁世眞は此の方面の蕃族を誘ひ數萬を以て來攻し、朱顯忠は一端之を却けたが、夏の趙元帥が復丁世眞と兵を合して攻めて來た。城中では食且に盡んとし、外援兵も至らず、部下は皆「死地に陥ると、城を出で、生を求むると孰れぞや」と曰つたが、顯忠は聲を厲して「將と爲りて城を守る。城存すれば與に存し、城亡べば與に亡ぶ。豈活を求むるの將軍あらんや」と曰つた。詰旦朝翌世眞の攻圍益々急で、顯忠は悉く兵を城の東門に出して拒ぎ戦つたが、世眞は復西門をも攻撃した。日且に暮れんとして顯忠は傷を被り、瘡を包んで決戦したが、もはや門支へず、城破れて亂兵の爲に殺され、千戸王均諒も執へられて屈せず、蜀人は之を文州城の東門に磔した。初め顯忠は士卒七百餘人を領してゐたが、城破るゝに及び僅かに二百人に過ぎなかつた。既にして傅友徳が兵を調へて來援せしめたので、丁世眞は城を棄て、遁去つた。一方戦はずして降る者もあり、夏の金州九龍山寨を守つてゐた平章僉思忠は、その官屬軍民二千三百餘人を率

ゐて傅友徳のもとに詣り、降つて良馬十匹を獻じた。後に傅友徳は人をして思忠を送り京に至らしめ  
た處、太祖は命じてその馬を還し、第を賜つて京師に居らしめ、思忠以下に米錢衣服を賜つてゐる。  
〔註三〕

〔註一〕 太祖實錄卷六十六、六月丙申、潁川侯傅友徳進兵成都。

〔註二〕 丁世眞は夏の故の階州守將、傅友徳に破られ文州に據り、又破られて逃れたことは前記第八節に記して置いた。是に至り  
文奪還に來寇したのである。

〔註三〕 以上何れも太祖實錄卷六十六、六月戊戌の條。尙同條の末節には愈思忠以下に賜つた米錢の額まで詳記してある。「仍賜  
思忠米五石、錢六千、右丞袁彬等三人、米四石、錢四千八百、參政李文徳等五人、同僉周仁貴、僉院李成、院判鍾興等七人、米  
三石、錢三千六百、衣服人一襲」。

## 十二 重慶降伏

南軍に於ては六月<sup>己亥</sup>十八日、德慶侯廖永忠が舟師を率ゐて、夔州より勝に乗じて重慶に至り、是の  
日銅鑼峽に次した。<sup>〔註一〕</sup> 此處は巴縣即重慶の東二十支里にあり、懸崖江に臨み、圓石が有つて銅鑼の形を  
してゐるので此の名があるとの事である。

夏主明昇と右丞劉仁等は大いに懼れ、劉仁は明昇に成都へ奔らんことを勧めた。然し昇の母彭氏は  
泣いて「事勢かくの如し。縱へ成都に往くも、命を延す且夕に過ぎず。何の益あらん。」と曰つた。  
そこで劉仁は「然らば則ち奈如せん」と。彭氏曰く「大軍蜀に入り、勢破竹の如し。今城中民兵數萬

と雖も、皆膽破れ心悸く。豈能く力を效さんや。若し之を毆ちて拒ぎ守るも、死傷必ず多く、亦終に免れざるなり。早く降り、以て生靈を鋒鏑より免れしむるに如かず」と。そこで明昇は遂に使を遣して廖永忠の軍に詣り、全城歎を納れるに至つた。しかし永忠は總帥湯和の軍が未だ至らない爲、辭して醫を受けなかつた。〔註二〕

かくて六月卯癸廿二日、湯和は重慶に至り、廖永忠に會し、兵を重慶城の東門朝天門外に駐めた。是日明昇は型の如く面縛して壁を含み、〔註三〕母彭氏及びその右丞劉仁等と、表を奉じて軍門に詣つて降り、湯和は壁を受け、廖永忠は縛を解き、制を承けて撫慰し、將士に下令して侵掠を禁じた。次いで成都の守りに赴いた左丞戴壽・知院向大亨等の家を撫諭し、その子弟をして書を持つて成都に往き之を招諭せしめ、指揮萬徳を遣して明昇等并に降表を京師に送らしめた。〔註四〕

〔註一〕 太祖實錄卷六十六、六月己亥の條。

〔註二〕 同上。

〔註三〕 面縛啣壁は云ふまでもなく、古來降者の禮で、面縛は後手に縛ること、壁を含むのは、古來死者を葬る場合の合壁に象り、その生命を相手の手中に委ねる意で、受降者が壁を受けるのは、殺さることを示すものである。

〔註四〕 太祖實錄卷六十六、六月癸卯の條。尙此の後に明昇の降表を載せてゐるが、本題には關係ないので省略する。

### 十三 成都攻略とその後の掃蕩戰

越えて七月庚申十日、傅友徳の北軍は成都を圍んだ。夏の丞相戴壽・知院向大亨等は城を出で、拒ぎ

戦ひ、象〔註一〕の上に甲士を載せて、陣前に列した。傅友徳は前鋒の指揮李英等に令して、弓矢火器を以て

之を衝かしめ、象は矢に中つて却き走り、夏兵の象に躡藉されて死する者甚だ衆かつた。しかも友徳

も亦流矢に中つたが、湯和が人を遣して重慶の勝を報じたのに會し、一方戴壽等も亦その家より書信

を得、重慶が已に降り、而も室家皆完きを知つて遂に闘志なく、府庫倉廩を籍し、その子を遣して軍

門に詣り款を納れしめた。友徳は之を許し、翌日戴壽等は其の屬を率ゐて降り、友徳は兵を按じて成

都府城の東門より入り、士馬三萬を得た。〔註二〕

七月戊戌十二日、傅友徳は兵を分つて、川蜀の地の州縣で未だ附せざる者を徇へ下し、崇慶に至ると、

知州尹善清が拒ぎ戦つたので、友徳は撃つてその兵を敗り、善清を執へて之を斬つた。判官王桂華は

城中の耆民を率ゐ、軍中に詣り降つた。〔註四〕

太祖實錄には同日の條の後に、曹國公李文忠に命じて、四川の城池を按行し、軍民を撫綏せしめる

ことゝしたとあるが、七月丙子廿六日には四川等處行中書省が置かれ、刑部尙書劉惟謙が參政と爲る等、〔註五〕〔註六〕

新占領地の宣撫と行政の處置も相次いで採られてゐる。

尙太祖實錄七月庚辰三十日の條を見ると、例のゲリラ戦の大家丁世眞がその餘黨を率ゐて今度は泰州

に寇して居り、守將指揮潘某は壁を堅くして固守し、攻圍五十餘日に及んで城中食盡んとしたが、や

うやく援兵が至り撃つて之を走せた。丁世眞は山谷に逃竄し、嘗て官軍に敵對して多數を殺傷したことを思ひ、惧れて敢て出でず、夜梓潼廟中に宿して、部下の小校の爲に殺された。<sup>〔註七〕</sup><sup>〔註八〕</sup>

かくて八月<sup>庚子</sup>廿日の保寧の攻略を以て四川の作戰は全く終了するのであるが、是より先太祖は使を遣して湯和等を諭せしめてゐる。即ち「將と爲りては機を審にするを貴しとし、敵を料るを重しとす。古云ふ知慧有りと雖も、勢に乗するに如かずと。今全蜀已に下り、惟吳友仁尙保寧に據り、且夕の命を偷む、機に乗じて之を取れば、此破竹の勢克たざる者無し。將軍徘徊して進まざるは何ぞや。吾將軍に付するに大任を以てす。而るに事に臨んで往往逗撓す。此の如くんば何を以てか軍攻を總べ、國命を寄せんや。」湯和等は詔を聞いて始めて周德興を遣し、傅友德の兵を會して保寧城に克ち、吳友仁を執へ械をはめたま、京師に送り、蜀の地は悉く平いだのである。<sup>〔註九〕</sup>尙彼は蜀の主戰論者であり、開城の責任者として、その年十月誅せられた。<sup>〔註十〕</sup>

〔註一〕 元の忽必烈の軍中に戰象の居た事は Marco Polo の書によつて有名であるが、明清の北京に於ても、朝儀に威容を加へる爲象が飼養されてゐたことは周知の事である。夏は雲南まで兵を入れたこともあるから、恐く此の方面から齎されたものであらう。

〔註二〕 太祖實錄卷六十七、七月庚申の條。

〔註三〕 太祖實錄、平夏錄等には重慶とあるが、重慶は既に降つて居り、今更戦ふ筈もなく、又十日に成都を陥して十二日に重慶に達し得る筈もないから、これは鴻猷錄や國初群雄事略に崇慶とあるものが正しいらしく、之に従つた。

〔註四〕 太祖實錄卷六十七、七月壬戌の條。

〔註五〕 同上の條。

〔註六〕 同上、七月丙子の條。

〔註七〕 梓潼廟は中國古今地名大辭典に據れば、四州梓潼縣の北十八里七曲山に在る。

〔註八〕 太祖實錄卷六十七、七月庚辰の條。

〔註九〕 同書、同卷、八月庚子の條。

〔註十〕 同書、卷六十八、十月の條「上以其寇漢中、起兵端、致明氏失國、命誅之」。

#### 十四 降伏後の明氏と論功その他

これより先七月<sup>乙丑</sup>十五日指揮萬德は明昇并に降表を護送して南京に到着した。初め太祖は大軍既に蜀に入ると聞き、中書省に命じ、六部・太常・翰林・國學を集め、受降等の禮を議定せしめた。そこで省部は宋太祖の乾德三年に蜀主孟昶が降つた時の禮に倣ひ、次の如き次第に據るべきを上申した。

「今明昇朝見の禮を擬するに、上奉天門に御し、昇等午門外に跪き、罪を待つ<sup>つ</sup>の表を進む。侍儀使表を捧じて入り、宣表官宣讀す。訖りて承制官出で、制を傳ふ。昇等皆地に俯伏す。侍儀舍人昇を掖して起たしめ、其屬官皆起ち、跪きて制を宣するを聽く。罪を釋し、昇等五拜して、萬歲を三呼す。承制官制を傳へ、衣服冠帶を賜ふ。侍儀舍人昇を引きて丹墀の中に入り四拜せしむ。侍儀使旨を傳へ、

昇跪きて諭を宣するを聽く。俯伏して四拜し、萬歳を三呼す。又四拜して出づ。丞相文武百官を率ゐ賀禮を行ふ。」是に對し太祖は「明昇孟昶と同じからず。昶は専ら國政を治め、爲す所奢縱なり。昇年幼にして事は臣下に由る。宜しく其の叩頭地に伏し、上表して罪を請ふの禮を免すべし」と曰つた。かくて是日、昇及びその官屬は朝見し、百官賀を稱した。太祖は之に制して、明昇に授けて歸義侯と爲し、冠帶衣服及び居第を京師に賜つた。〔註一〕

十一月には湯和等の師還り、各佩ぶる所の印綬并に得る所の蜀の金印、冠冕、儀仗、銀印五十八、銅印六百四〔十〕、總制府七、元帥府八、宣慰宣撫司二十五、州三十七、縣六十七、官吏將士凡五萬九百〔九〕十人、馬騾一萬三八百餘匹を上つた。〔註二〕

次いで十二月辛卯十二日、前述の如く論功行賞が行はれたが、かゝる詳細な記事は珍しいから、左に太祖實錄卷七の原文を掲げて置く。

(十二月) 辛卯、賞平蜀將士、詔曰、潁川侯傅友德、統大軍、冒越險阻、首克階文、破綿漢成都、克保寧諸郡、德慶侯廖永忠、破瞿塘、下重慶、致明昇出降、二人功最大、各賞白金二百五十兩、綵段二十表裏、濟寧侯顧時、同潁川侯進取、賞一百五十兩、綵段十五表裏、臨江侯陳德、從克漢州成都、賞白金百兩、綵段十二表裏、鞏昌侯郭子興、亦從克漢州成都、然以有過謫從征伐、賞綵段十二表裏、都督同知汪興祖、攻文州、歿于王事、例當倍賞、然亦以有過從征、賞其子、白金百兩、綵段



十二表裏、都督僉事何文輝、王簡、藍玉、張溫、金朝興、皆賞白金五十兩、綵段十表裏、都督僉事陳桓、以過從征有功、賞綵段十表裏、都督僉事王成繼、領軍馬、接應大軍、至青川<sup>〔註三〕</sup>果陽、賞綵段七表裏、中山侯湯和、無攻城破關之功、僅能攻下李逢春山寨、賞綵段十五表裏、江夏侯周德興、克保寧、賞綵段十二表裏、南安侯俞通源、從德慶侯廖永忠、克李逢春山寨、從江夏侯、克保寧、賞綵段一十表裏、宣寧侯曹良臣、從克茅岡覃垕寨、復重下重慶、賞綵段一十表裏、汝南侯梅思祖、率兵至重慶、而城已下、以跋涉之勞、賞綵段五表裏、都督僉事仇成、從克李逢春山寨、又從下保寧、賞綵段七表裏、都督僉事葉昇、從德慶侯、攻瞿塘、以病不能效力、但從克保寧、賞與仇成同、都督僉事林霽峯、從克保寧、賞綵段六表裏、其從穎川侯指揮、人賞綵段八表裏、千戶衛鎮撫六表裏、百戶所鎮撫四表裏、總旗白金一十二兩、小旗白金一十一兩、軍士十兩、從德慶侯攻瞿塘指揮、人賞綵段六表裏、千戶衛鎮撫四表裏、百戶所鎮撫三表裏、總旗白金一十兩、小旗九兩、軍士八兩、從中山侯指揮、賞綵段五表裏、千戶衛鎮撫三表裏、百戶所鎮撫二表裏、總旗白金九兩、小旗八兩、軍士七兩、從永嘉侯朱亮祖攻保寧指揮至軍校等、賞如中山侯、至重慶者遞減一等、軍校減半、不從入關、及守缸患病者、千百戶綵段一表裏、旗軍白金二兩、凡旗軍以病自河南還者、與錢一千八百、自陝西臨潼還者、錢四千八百、皆州還者錢六千、凡水陸二路、幼未編倍者減半、陣亡者倍之、溺墜病疾死者、賞與見軍同、逃而復役者不賞、是日惟營陽侯楊璟、南雄侯趙庸、永嘉侯朱亮祖、不與賞

とあり、その後には太祖が楊璟・趙庸・朱亮祖の三人を賞せざる所以を諭して居るが、翌<sup>壬辰</sup>十三日には別に中山侯湯和に田一萬畝を賜ひ、千石の田の收むる所の租を以て鞏昌侯郭子興に賜ひ、又戦死した都督同知汪興祖に誥を賜ひ、東勝侯に追封しその食祿一千五百石を子孫をして世々永く襲がしめた。<sup>〔註四〕</sup>

尙太祖實錄<sup>卷七</sup>十一 翌洪武五年正月<sup>乙丑</sup>十七日の條を見ると次の如く記せられてゐる。

歸德侯陳理、歸義侯明昇居常鬱々として樂まず、頗る怨言を出す。上之を聞いて曰く、此童儒輩の言語にして、小過問ふに足らず、但恐くは小人の爲に鼓惑せられ、始終を保つ能はざらん。宜しく之を遠方に處らしむべし。則ち釁隙自ら生ずること無く、始終保全す可しと。是に於て之を高麗に徙し、元の樞密使延安荅里をして、送りて往かしむ。仍て高麗國王に紗羅文綺四十八疋を賜ひ、善く之を待せしむ。

是が明氏のその後の運命であつた。

〔註一〕 太祖實錄卷六十七、七月乙丑の條。

〔註二〕 太祖實錄卷六十九、平蜀記、國初群雄事略等數字に多少の出入あり。

〔註三〕 原文には青州果陽とあるが、前述の理由により、青川果陽に改む。

〔註四〕 太祖實錄七十、十二月壬辰の條。

〔註五〕 陳理は元末の群雄の一人陳友諒の子で、やはり明太祖に降つて、歸德侯となつてゐたものである。

(昭和十八年十月廿九日稿了)